

## 生産緑地地区内における行為の許可等に関する事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第8条に規定される生産緑地地区内における行為の許可等に関する事務処理について、法、生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号。以下「施行令」という。）及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行令及び規則の例による。

### (行為の許可要件)

第3条 法第8条第1項の規定により許可を受けようとする行為に係る施設は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 同法同条第2項第2号に規定される施設（以下「2号施設」という。）については、その敷地面積の合計が当該生産緑地地区の面積から300m<sup>2</sup>を減じて得られる面積以下であることとする。
- (2) 2号施設の敷地面積の合計は、当該生産緑地地区の面積に対して10分の2以下であることとする。
- (3) 2号施設は、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、規則第3条に定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が設置及び管理を行う施設であることとする。
- (4) 同法同条第2項第2号イに規定される「当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等」とは、当該生産緑地地区内で生産される農産物等や大阪市内で生産された農産物等（以下「地域内農産物等」という。）をいう。
- (5) 同法同条第2項第2号イ及びハに規定される施設においては、年間を通じて地域内農産物等を主たる原材料として量的又は金銭的に5割以上使用するものとする。
- (6) 同法同条第2項第2号ロに規定される施設においては、地域内農産物等やそれらを主たる原材料とした製造・加工品が、それら以外の農産物等や製造・加工品よりも量的又は金銭的に多いものとする。
- (7) 2号施設に附帯する駐車場については、必要最小限のものとする。なお、第1号及び第2号に規定する2号施設の敷地には、同施設に附帯する駐車場の敷地を含むものとする。
- (8) 市民農園を開設する者が、法第8条第2項第1号ニに規定される休憩施設又は法同条同項第3号に規定される施設について、法第8条第1項の許可を受ける場合に、当該施設に附帯する施設として、専ら市民農園利用者が利用する駐車場の整備を行うことができるものとする。

### (行為の許可申請)

第4条 法第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、生産緑地地区内行為許可申請書（様式1）を大阪市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 生産緑地地区内行為許可申請書には、別表1に掲げる書類を添付するものとする。

(2号施設における実績報告)

第5条 2号施設においては、毎年、法第8条第2項第2号に規定する施設に係る実績報告書（様式5）を市長に提出するものとする。

(公共施設等の設置)

第6条 法第8条第4項の規定に基づき、生産緑地地区内に公共施設等の設置若しくは管理を行おうとする者は、あらかじめ、生産緑地地区内行為通知書（様式6）を市長に提出するものとする。

(非常応急措置に係る提出)

第7条 法第8条第6項の規定に基づき、生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置を行った場合は、その行為をした日から起算して14日以内に、生産緑地地区内非常応急措置届出書（様式7）を市長に提出するものとする。

(行為の協議)

第8条 法第8条第8項の規定により、国又は地方公共団体が法第8条第2項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る法第8条第1項各号に掲げる行為をするときは、あらかじめ、生産緑地地区内行為協議書（様式8）を市長に提出するものとする。

2 生産緑地地区内行為協議書には、別表2に掲げる書類を添付するものとする。

(行為の完了に係る届出)

第9条 第4条の規定による許可、第6条の規定による通知、第7条の規定による届出及び第8条の規定による協議に基づいて行った行為について、これらの許可等に基づいて設置された施設の廃止等により同施設の管理を終了する場合には、当該生産緑地について法第10条に規定する買取申出を行う場合を除き、現況を農地に回復したうえで、行為完了届出書（様式9）を市長に提出するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

生産緑地地区内行為許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(行為者) 住 所

氏 名

連絡先 ( )

—

生産緑地法第8条第1項の規定により、生産緑地地区内の行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 行為の場所

所在及び地番	登記地目	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )

2 行為の目的及び内容

新築、改築及び増築 ①建築物その他の工作物の 概要	行為の目的				
	行為の種別	建築物の建築・工作物の建設	新築・改築・増築		
	用途	1号施設・2号施設・3号施設			イ・ロ・ハ・ニ
		施設の内容			
		申請部分(m <sup>2</sup> )	申請以外の部分(m <sup>2</sup> )	合計(m <sup>2</sup> )	
	敷地面積				
	建築または建設面積				
	延べ床面積				
	②宅地の造成、土石の採取 その他の土地の形質の変更		行為の種別(宅地の造成・土石の採取・その他の土地の形質変更)		
			申請部分(m <sup>2</sup> )		
			行為箇所の敷地面積		
	③水面の埋立又は干拓		申請部分(m <sup>2</sup> )		
			行為箇所の敷地面積		

3 その他参考となるべき事項

許 可 証

上記の申請について、生産緑地法第8条第2項の規定により許可します。

大阪市指令経産第 号

令和 年 月 日

大阪市長

※条件の有・無(有の場合、別添の条件のとおり従うこと)

裏面を参照

(記載要領)

- 1 「行為者」については、行為を行う者の住所、氏名、電話番号を記載してください。
- 2 行為者が法人である場合には、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載してください。
- 3 「行為の目的」については、できる限り具体的に記載してください。
- 4 「①建築物その他の工作物の新築、改築及び増築」「②宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更」「③水面の埋立又は干拓」のいずれか該当するものに記載してください。
- 5 「用途」欄の施設区分は次のとおりです。

1号施設	<input type="checkbox"/> 農産物の生産または集荷のための施設(ビニルハウス、育種苗施設、集荷施設等) <input type="checkbox"/> 農業の生産資材の貯蔵または保管のための施設(農小屋、種苗貯蔵施設等) <input type="checkbox"/> 農産物の処理または貯蔵に必要な共同利用施設 <input type="checkbox"/> 農業に従事する者の休憩施設
2号施設	<input type="checkbox"/> 当該生産緑地地区内や大阪市内で生産された農産物を主たる原材料として使用する製造・加工施設(製造・加工施設) <input type="checkbox"/> イの農産物またはこれを主たる原材料として製造・加工された物品の販売施設(直売所) <input type="checkbox"/> イの農産物を主たる材料とするレストラン(農家レストラン)
3号施設	<input type="checkbox"/> 農作業の講習のための施設 <input type="checkbox"/> 管理事務所その他の管理施設

- 6 「敷地面積」については、2号施設の場合のみ記載してください。「申請部分」については行為に必要な敷地面積を、「申請以外の部分」についてはすでに許可されている2号施設の面積を記載してください。  
※ 当該生産緑地地区的面積から2号施設の敷地を除いた面積が 300 m<sup>2</sup>以上である必要があります。  
※ 2号施設の敷地面積の合計が当該生産緑地面積の10分の2を超えてはいけません。
- 7 「建築または建設面積」および「延べ床面積」については、1号施設及び3号施設のみ記載してください。
- 8 「その他参考となるべき事項」については、生産緑地地区内行為の許可に必要となる資料等を必要に応じて記載し、それらを証明する資料を添付してください。

(別表1)

## 添付資料

	①建築物その他の工作物の新築、改築及び増築			②宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更	③水面の埋立または干拓				
	1号施設	2号施設	3号施設						
位置図	当該生産緑地地区の区域図(住宅地図のコピー等)								
配置図	敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面で縮尺 200 分の1以上のもの				1, 2及び3号施設の建築のための土地の形質変更の場合は、各施設に応じた左の欄の資料を添付すること。				
求積図(実測図)	当該行為を行う敷地面積がわかる図面								
各階平面図	建築物の各階の図面で縮尺 50 分の1以上のもの								
立面図	建築物または工作物の二面以上の図面で縮尺 50 分の1以上のもの								
設計図					縮尺 100 分の1以上のもの				
生産緑地地区内行為の許可申請書における同意書(様式2)	当該生産緑地の農地等利害関係人(注)の同意が必要								
生産緑地法第8条第1項第2号に係る事業計画書(様式3)		地域農産物等を主たる原材料として量的または金額的に5割以上超えていることを証明する資料							
確認書(様式4)		留意事項を確認したことを署名							
登記事項証明書及び公団の写し	当該生産緑地の登記事項証明書及び公団の写し(法務局発行の3か月以内のもの)								
本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為者(申請者)の本人確認書類の写し(免許証、パスポートなど)</li> <li>・行為者(申請者)が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し</li> </ul>								
その他	生産緑地地区内行為の許可に必要な資料等を必要に応じて添付してください								

(注)農地等利害関係人とは、当該農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権または登記した永小作権、先取得権、質権もしくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記もしくは差押えの登記または農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。

- ※ 公的機関等が発行する証明書類については、発行日から3か月以内のものをお願いします。
- ※ 添付書類の原本還付を希望される方は、原本と写し(コピー)を一緒にお持ちください。
- ※ 提出部数は1部です。

## 生産緑地地区内行為の許可申請における同意書

## 1 行為の場所、目的及び内容

行為の場所	所在及び地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )
行為の目的			
行為の内容(用途)			

## 2 上記の土地における生産緑地地区内の行為について同意します。

権利の種類	権利者の住所	同意年月日
		権利者の氏名
所有権・賃借権 ・抵当権・地上権 ・( )		令和 年 月 日
所有権・賃借権 ・抵当権・地上権 ・( )		令和 年 月 日
所有権・賃借権 ・抵当権・地上権 ・( )		令和 年 月 日
所有権・賃借権 ・抵当権・地上権 ・( )		令和 年 月 日
所有権・賃借権 ・抵当権・地上権 ・( )		令和 年 月 日

## 備考

- 1 行為の場所における「所在及び地番」、「地目」及び「地積」については、生産緑地地区内行為許可申請書の行為の場所と同じ内容を記載してください。
- 2 「行為の目的及び内容」について、できる限り具体的な内容を記載してください。
- 3 「権利者の住所」及び「権利者の氏名」については、登記事項証明書に登記されている所有権及び所有権以外の権利を有する者の住所及び氏名を記載し、同意した年月日を記載してください。

(様式3)

## 生産緑地法第8条第2項第2号に係る事業計画書

(行為者)住 所

氏 名

連絡先 ( ) —

### 1 施設の種類

	製造・加工施設	直売所	農家レストラン
--	---------	-----	---------

### 2 施設の名称

( )

### 3 施設の設置場所

区	地 番

### 4 施設の従事予定者

氏 名	住 所	設置者との続柄

### 5 販売及び原材料の仕入れ等の計画

別紙のとおり

### 備考

- 1 「行為者」については、生産緑地地区内行為許可申請書の行為者と同じ者の住所及び氏名を記載してください。
- 2 「施設の種類」については、該当する施設に○を記載し、「施設の名称」には店舗等の名称を記載し、「施設の設置場所」には、生産緑地地区内行為許可申請書の行為の場所を記載してください。
- 3 「施設の従事予定者」については、共同で行う主たる農業従事者の氏名、住所及び続柄を記載してください。
- 4 「販売及び原材料の仕入等の計画」については、製造・加工施設及び農家レストランにおいては、年間を通して地域内農産物等を主たる原材料として量的又は金額的に5割以上使用することを証明する書類を作成してください。直売所においては、地域内農産物等やそれらを主たる原材料とした製造・加工品が、それら以外の農産物等や製造・加工品よりも量的又は金額的に多いことを証明してください。

地域内農産物等とは、当該生産緑地地区内で生産される農産物や大阪市内で生産された農産物等のことです。また、農家レストランの場合は、多数人に対して料理を提供する施設であることを証明する書類を作成してください。

## 5 販売及び原材料の仕入等の計画書

商品	販売価格・数量	原材料	仕入れ等※1			備考※2	
			产地	使用量	金額(円)		
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
小計			自家生産(A)				
			仕入れ・地域内産(B)				
			仕入れ・地域外産(C)				
合計(D)							
割合			自家生産	%	%	((A)/(D))	
			仕入れ(地域内産)	%	%	((B)/(D))	
			仕入れ(地域外産)	%	%	((C)/(D))	
合否※3				合否	合否		

※1 仕入れ等の区分は、A：自家生産分、B：当該生産緑地地区内または大阪市内で生産されたもの、C：A及びB以外のもので整理してください。

※2 自家生産の金額は、市場への卸値又は直売価格等を記載してください。

※3 太枠の欄は、記載しないでください。

## 確 認 書

(生産緑地法第8条第2項第2号に規定する施設関係)

以下の留意事項の内容を確認したうえで、□にレ印を記入してください。

(1) 適正な運営

- 施設の管理・運営状況について、毎年大阪市経済戦略局に報告することを理解している。
- 設置後も設置基準の適否を把握するための立入り調査等に協力しなければならないことを理解している。
- 設置基準に適合していない場合は、原状回復命令等の指示に従わなくてはならないことを理解している。

(2) 固定資産税

- 設置箇所の敷地については、宅地並み課税となることを理解している。

(3) 相続税及び贈与税納税猶予

- 設置箇所の敷地については、相続税及び贈与税に係る納税猶予が受けられないことを理解している。
- 納税猶予を受けている場合は、生産緑地地区内行為許可申請を行う前に税務署に相談し、その指示に従っている。

(4) 関係法令

- 農地法第4条または第5条に規定される転用届出が必要であることを理解している。
- 設置しようとする建築物等が、当該地域の用途地域の種別において設置可能なものであることを確認している。
- その他、設置しようとする建築物等が必要な各種法令に適合するものであるか確認しており、必要な許認可を受けている。

(5) その他

- 設置施設を廃業する場合は、速やかに農地に復元した後、「生産緑地地区内行為廃止届出書」を提出しなければならないことを理解している。
- 設置箇所の敷地において、許可を受けた2号施設以外(宅地等)に転用することができないことを理解している。

以上について、確認しました。

令和 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

(様式5)

生産緑地法第8条第2項第2号に規定する施設に係る実績報告書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先 ( ) —

生産緑地法第8条第2項第2号の規定による次の施設の実績について、次のとおり報告します。

1 施設の種類

	製造・加工施設	直売所	農家レストラン
--	---------	-----	---------

2 施設の名称

[ ]

3 施設の設置場所

区	地 番

4 施設の従事者

氏 名	住 所	設置者との続柄

5 販売及び原材料の仕入れ等の実績報告

別紙のとおり

備考

- 「行為者」については、生産緑地地区内行為許可申請書の行為者と同じ者の住所及び氏名を記載してください。
- 「施設の種類」については、該当する施設に○を記載し、「施設の名称」には店舗等の名称を記載し、「施設の設置場所」には、生産緑地地区内行為許可申請書の行為の場所を記載してください。
- 「施設の従事予定者」については、共同で行う主たる農業従事者の氏名、住所及び続柄を記載してください。
- 「販売及び原材料の仕入等の計画」については、製造・加工施設及び農家レストランにおいては、年間を通して地域内農産物等を主たる原材料として量的又は金額的に5割以上使用することを証明する書類を作成してください。直売所においては、地域内農産物等やそれらを主たる原材料とした製造・加工品が、それら以外の農産物等や製造・加工品よりも量的又は金額的に多いことを証明してください。

地域内農産物等とは、当該生産緑地地区内で生産される農産物や大阪市内で生産された農産物等のことです。

また、農家レストランの場合は、多数人に対して料理を提供する施設であることを証明する書類を作成してください。

## 5 販売及び原材料の仕入等の実績報告書

商品	販売価格・数量	原材料	仕入れ等※1			備考※2	
			产地	使用量	金額(円)		
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
			産地:A, B, C				
小計			自家生産(A)				
			仕入れ・地域内産(B)				
			仕入れ・地域外産(C)				
合計(D)							
割合			自家生産	%	%	((A)/(D))	
			仕入れ(地域内産)	%	%	((B)/(D))	
			仕入れ(地域外産)	%	%	((C)/(D))	
合否※3				合否	合否		

※1 仕入れ等の区分は、A：自家生産分、B：当該生産緑地地区内または大阪市内で生産されたもの、C：A及びB以外のもので整理してください。

※2 自家生産の金額は、市場への卸値又は直売価格等を記載してください。

※3 太枠の欄は、記載しないでください。

(様式6)

生産緑地地区内行為通知書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(行為者)

住 所

氏 名

生産緑地法第8条第4項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 行為の種類	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築			
	宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更			
	その他 ( )			
2 行為の目的 ・内容及び理由	(目的) (内容) (理由)			
3 行為地の所在 及び面積	所在地			面積 m <sup>2</sup>
4 行為地の現況				
5 行為の期間	着手予定 年月日	令和 年 月 日	完了予定年月日 (一時使用の場合)	令和 年 月 日
6 設計者の氏名 及び住所	電話( ) —			
7 工事施工者の 氏名及び住所	電話( ) —			

(記載要領)

- 1 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けてください。
- 2 行為者、設計者、工事施工者については、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 3 2欄の行為の理由は、当該生産緑地地区外に適地がないことを説明してください。

(添付書類)

- ①土地の登記事項証明書
- ②公図
- ③位置図(縮尺 1:1,200 程度)
- ④計画図面
- ⑤施設の設置許可証等
- ⑥行為者(申請者)の本人確認書類の写し(免許証、パスポートなど)
- ⑦行為者(申請者)が法人の場合は、許認可権者の許認可証等の写し、法人登記簿
- ⑧その他市長が求める書類

(様式7)

生産緑地地区内非常応急措置届出書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(届出者)

住 所

氏 名

生産緑地法第8条第6項の規定に基づき、生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置を行いましたので、次のとおり届け出ます。

1 行為の種類	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築			
	宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更			
	その他 ( )			
2 応急措置の内容				
3 行為地の所在及び面積	所在地			面積 m <sup>2</sup>
4 行為の期間	着手 年月日	令和 年 月 日	完了(予定) 年月日	令和 年 月 日
5 災害発生時期	令和 年 月 日 午前・午後 時頃			
6 災害の内容				

(記載要領)

- 1 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けてください。
- 2 行為者、設計者、工事施行者については、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 3 2欄の行為の理由は、当該生産緑地地区外に適地がないことを説明してください。

(添付書類)

- ①土地の登記事項証明書
- ②公図
- ③位置図(縮尺 1:1,200 程度)
- ④応急措置の内容が分かる図面
- ⑤現況写真
- ⑥行為者(申請者)の本人確認書類の写し(免許証、パスポートなど)
- ⑦行為者(申請者)が法人の場合は、許認可権者の許認可証等の写し、法人登記簿
- ⑧その他市長が求める書類

(様式8)

生産緑地地区内行為協議書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(行為者) 住 所

氏 名

連絡先 ( )

—

生産緑地法第8条第8項の規定により、生産緑地地区内の行為について次のとおり協議します。

記

1 行為の場所

所在及び地番	登記地目	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )

2 行為の目的及び内容

① 建築物 その他の 工作物の 新築、 改築及 び増築	行為の目的				
	行為の種別		建築物の建築・工作物の建設	新築・改築・増築	
	用途	1号施設・2号施設・3号施設			イ・ロ・ハ・ニ
		施設の内容			
		申請部分(m <sup>2</sup> )		申請以外の部分(m <sup>2</sup> )	合計(m <sup>2</sup> )
		敷地面積			
	建築または建設面積				
	延べ床面積				
② 宅地の造成、土石の採取 その他の土地の形質の変更		行為の種別(宅地の造成・土石の採取・その他の土地の形質変更)			
		申請部分(m <sup>2</sup> )			
③ 水面の埋立又は干拓		行為箇所の敷地面積			
		申請部分(m <sup>2</sup> )			
		行為箇所の敷地面積			

3 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 「行為者」については、行為を行う者の住所、氏名、電話番号を記載してください。
- 2 行為者が法人である場合には、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載してください。
- 3 「行為の目的」については、できる限り具体的に記載してください。
- 4 「①建築物その他の工作物の新築、改築及び増築」「②宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更」「③水面の埋立又は干拓」のいずれか該当するものに記載してください。
- 5 「用途」欄の施設区分は次のとおりです。

1号施設	<input type="checkbox"/> 農産物の生産または集荷のための施設(ビニルハウス、育種苗施設、集荷施設等) <input type="checkbox"/> 農業の生産資材の貯蔵または保管のための施設(農小屋、種苗貯蔵施設等) <input type="checkbox"/> 農産物の処理または貯蔵に必要な共同利用施設 <input type="checkbox"/> 農業に従事する者の休憩施設
2号施設	<input type="checkbox"/> 当該生産緑地地区内や大阪市内で生産された農産物を主たる原材料として使用する製造・加工施設(製造・加工施設) <input type="checkbox"/> イの農産物またはこれを主たる原材料として製造・加工された物品の販売施設(直売所) <input type="checkbox"/> イの農産物を主たる材料とするレストラン(農家レストラン)
3号施設	<input type="checkbox"/> 農作業の講習のための施設 <input type="checkbox"/> 管理事務所その他の管理施設

- 6 「敷地面積」については、2号施設の場合のみ記載してください。「申請部分」については行為に必要な敷地面積を、「申請以外の部分」についてはすでに許可されている2号施設の面積を記載してください。  
※ 当該生産緑地地区的面積から2号施設の敷地を除いた面積が 300 m<sup>2</sup>以上である必要があります。  
※ 2号施設の敷地面積の合計が当該生産緑地面積の10分の2を超えてはいけません。
- 7 「建築または建設面積」および「延べ床面積」については、1号施設及び3号施設のみ記載してください。
- 8 「その他参考となるべき事項」については、生産緑地地区内行為の協議に必要となる資料等を必要に応じて記載し、それらを証明する資料を添付してください。

(別表2)

## 添付資料

	①建築物その他の工作物の新築、改築及び増築			②宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更	③水面の埋立または干拓				
	1号施設	2号施設	3号施設						
位置図	当該生産緑地地区の区域図(住宅地図のコピー等)								
配置図	敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面で縮尺 200 分の1以上のもの				1, 2及び3号施設の建築のための土地の形質変更の場合は、各施設に応じた左の欄の資料を添付すること。				
求積図(実測図)	当該行為を行う敷地面積がわかる図面								
各階平面図	建築物の各階の図面で縮尺 50 分の1以上のもの								
立面図	建築物または工作物の二面以上の図面で縮尺 50 分の1以上のもの								
設計図					縮尺 100 分の1以上のもの				
生産緑地地区内行為の許可申請書における同意書(様式2)	当該生産緑地の農地等利害関係人(注)の同意が必要								
生産緑地法第8条第1項第2号に係る事業計画書(様式3)		地域農産物等を主たる原材料として量的または金額的に5割以上超えていることを証明する資料	留意事項を確認したことを署名						
確認書(様式4)									
登記事項証明書及び公図の写し	当該生産緑地の登記事項証明書及び公図の写し(法務局発行の3か月以内のもの)								
本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為者(申請者)の本人確認書類の写し(免許証、パスポートなど)</li> <li>・行為者(申請者)が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し</li> </ul>								
その他	生産緑地地区内行為の協議に必要な資料等を必要に応じて添付してください								

(注)農地等利害関係人とは、当該農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権または登記した永小作権、先取得権、質権もしくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記もしくは差押えの登記または農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。

- ※ 公的機関等が発行する証明書類については、発行日から3か月以内のものをお願いします。
- ※ 添付書類の原本還付を希望される方は、原本と写し(コピー)を一緒にお持ちください。
- ※ 提出部数は1部です。

(様式9)

行為完了届出書

令和 年 月 日

大阪市長様

(届出者) 住 所  
氏 名  
電 話 ( ) —

生産緑地法第8条 第2項の規定に基づき許可されました  
第4項の規定に基づき通知しました  
第6項の規定に基づき届出しました  
第8項の規定に基づき協議しました

行為については、完了しましたので届け出ます。

1 行為完了年月日 令和 年 月 日

2 行為地の所在及び面積

所在地	面 積	m <sup>2</sup>

3 行為が完了した理由

(記載要領)

氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。

(添付書類)

- ①土地の登記事項証明書 ②公図 ③位置図(縮尺 1:1,200 程度)
- ④現況写真
- ⑤行為者(申請者)の本人確認書類の写し(免許証、パスポートなど)
- ⑥行為者(申請者)が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し
- ⑦その他市長が求める書類

(注 意)

本届出書は、当該生産緑地について、買取り申出を行い、地区指定を解除する場合は必要ありません。